

株式会社モデルスタジオミューズ 行動計画

(次世代育成支援対策支援法・女性活躍推進法一体型)

社員がその能力を発揮し、ワークライフバランスの調和とキャリア形成を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年7月1日 ～ 令和13年6月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得促進による職場環境と家庭生活のワークライフバランスの調和のため半日および時間単位の年次有給休暇の導入を行うとともに取得しやすい環境整備を行う。
年次有給休暇の取得日数を8日以上とする

【次世代・女性活躍】

〈対策〉

- 令和8年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年7月～ 半日単位および時間単位の年次有給休暇導入に向け就業規則などの整備を行う
- 令和8年8月～ 計画的な取得に向けて、従業員との調整を行う
- 令和8年8月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、取得促進を図る

目標2：育児・子育、介護に関する制度について規則の作成、周知するとともに、相談窓口を設置し、ワークライフバランスの実現を目指す。
また、子育てに必要な制度（子の看護等休暇の中抜け制度および法律を上回る取得日数の導入により利用しやすい制度設計等）を行う。
さらに両立支援の積極的な活用方針についての発信を行う。

【次世代・女性活躍】

〈対策〉

- 令和8年7月～ 両立支援の推進のため、育児・介護等に関する制度について規程の制定、相談窓口の設置について検討する
- 令和8年8月～ 制定された規則をもとに、積極的な活用の方針、従業員への制度の周知、相談窓口について、ポスターを作成し周知する